

指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果概要

(担当 玉名市民会館：管財課、玉名市弓道場・玉名勤労者体育センター；スポーツ振興課)

1施設名

玉名市民会館
玉名市弓道場
玉名勤労者体育センター

2施設の概要

1玉名市民会館

①建築構造

(ホール)鉄筋コンクリート造3階建
(会議棟)鉄骨造平屋建

②建物面積

(ホール)4687.75平方メートル
(会議棟)983.30平方メートル

③開館時間

午前9時から午後10時まで

④休館日

12月29日から翌年の1月3日まで

⑤使用料

ホール使用料

(単位円)

種別\時間			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
大ホール	平日	A	15,400	24,600	33,800	40,000	58,400	70,100
		B	18,400	29,500	40,600	47,900	70,100	84,000
		C	26,100	41,800	57,500	67,900	99,300	119,100
		D	30,800	49,200	67,700	80,000	116,900	140,300
	土曜日、日曜日又は休日	A	18,400	29,500	40,600	47,900	70,100	84,000
		B	22,100	35,400	48,700	57,500	84,100	100,800
		C	31,400	50,200	69,100	81,600	119,300	143,100
		D	36,900	59,100	81,300	96,000	140,400	168,400
マルチホール	平日	A	6,600	10,500	14,500	17,100	25,000	30,000
		B	7,900	12,600	17,400	20,500	30,000	36,000
		C	11,200	17,900	24,600	29,100	42,500	51,000
		D	13,200	21,100	29,000	34,300	50,100	60,100
	土曜日、日曜日又は休日	A	7,900	12,600	17,400	20,500	30,000	36,000
		B	9,500	15,200	20,900	24,700	36,100	43,300
		C	13,400	21,500	29,600	34,900	51,100	61,200
		D	15,800	25,300	34,800	41,100	60,100	72,100

備考

1Aは、入場料金その他これに類するものを徴収しないときの使用料とする。

2Bは、1人当たりの最高額が1回につき1,000円以下の入場料金を徴収するとき、又は入場料金は徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料金に相当する金銭を収受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみなされる目的で使用するときの使用料とする。

3Cは、1人当たりの最高額が1回につき1,000円を超え、3,000円以下の入場料金を徴収するときの使用料とする。

4Dは、1人当たりの最高額が1回につき3,000円を超える入場料金を徴収するときの使用料とする。

5使用時間の超過又は繰上げは認めない。ただし、願出によって超過することとなる場合は、別途定める。

とがやむを得ないと認めたときは、１区分の前後１時間に限り当該時間区分の使用料の３割を徴収する。

６ 使用者が舞台練習のため舞台面（作業灯を含む。）のみを使用するときの使用料は、Ａの使用料の額に３割を乗じて得た額とする。

７ 使用者が専らリハーサル、練習又は準備のために使用するときの使用料は、Ａとする。

８ 使用者がマルチホールを使用する場合において、飲酒を伴うときは、上記マルチホール使用料の１０割を加算する。

９ この使用料は、消費税等を含む。

１０ 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日をいう。

器具等の使用料

（単位 円）

	器具名	単位	金 額			
			大ホール	マルチホール	練習スタジオ	会議室
音 響 器 具	拡声装置	一式	3,300	2,200	1,100	550
	ワイヤレスマイク	1本	1,100	1,100	-	330
	ダイナミックマイク	1本	330	330	330	-
	コンデンサーマイク	1本	660	-	-	-
	三点つりマイクロホン	一式	1,650	-	-	-
	MD/CDプレーヤー	1台	660	-	-	-
	CF/CDレコーダー（SD対応）	1台	660	660	660	-
	映像再生装置	一式	880	-	-	-
	ビデオプロジェクター	1台	8,800	6,600	-	-
	マイクスタンド	1本	220	220	220	-
	移動型スピーカー	1台	1,100	1,100	-	-
	PA卓持込み	1台	1,100	550	-	-
	音響効果機器	1台	660	660	660	-
	天井反射板ライト	一式	1,650	-	-	-
照 明 器 具	サスペンションライト	1列	1,100	880	-	-
	ホリゾンライト	1列	2,200	-	-	-
	シーリングスポットライト	1台	330	330	-	-
	フロントサイドライト	1台	330	-	-	-
	プロセニウムサスペンションライト	1台	330	330	-	-
	ピンスポットライト	1台	2,200	1,100	-	-
	ボーダーライト	1列	1,100	-	-	-
	トーメンタルスポットライト	1台	330	-	-	-
	ギャラリーサイドライト	1台	-	330	-	-
	ストリップライト	1台	440	-	-	-
	スポットライト	1台	330	330	-	-
	スタンド類	1台	220	220	-	-
	アクセサリ類（タネ板）	1枚	220	220	-	-
	照明効果機器	1台	660	660	-	-
	スクリーン	1幕	1,320	-	-	550
	大黒幕	1幕	660	-	-	-
	暗転幕	1幕	1,100	-	-	-
	ホリゾン幕	1幕	660	-	-	-
	引割幕・袖幕	1幕	660	-	-	-
	引割幕・袖幕（掛替え）	1幕	2,200	-	-	-

舞 台 器 具 等	バトン	1本	220	220	-	-
	音響反射板	一式	6,600	-	-	-
	所作台	一式	5,500	-	-	-
	所作台	1台	220	-	-	-
	松羽目（ドロップ式）	一式	1,320	-	-	-
	竹羽目（付属品付）	一式	1,320	-	-	-
	金びょうぶ（保管箱付）	1双	1,650	-	-	-
	仮設鳥屋囲い	一式	1,320	-	-	-
	開き足	1脚	110	-	-	-
	木台	1個	110	-	-	-
	箱足	1個	110	-	-	-
	箱階段	1台	110	-	-	-
	めくり台	1台	330	220	-	-
	演台（花台・脇台付）	一式	880	-	-	-
	演台（マルチホール用）	1台	-	660	-	-
	平台	1台	110	-	-	-
	司会者台	1台	330	330	-	-
	指揮者台	1台	330	-	-	-
	指揮者用譜面台	1台	220	-	-	-
	演奏者用譜面台	1台	220	-	-	-
	演奏者用椅子	1脚	110	-	-	-
	高座用座布団	1枚	220	-	-	-
	上敷	1枚	220	-	-	-
	緋毛せん（ネル）	1枚	220	-	-	-
	人形立（ウェイト付）	1本	110	-	-	-
	つり看板	一式	550	550	-	-
	ひな壇用毛込みパネル	一式	220	-	-	-
	バレエシート	1枚	1,100	-	-	-
	舞台セット（美術・装飾）持込み	1台	660	660	-	-
	簡易ステージ	一式	-	-	-	1,100
	器具持込み	1kw	220	220	220	-
	机	1台	110	110	110	-
	椅子	1脚	50	50	50	-
	ピアノ（スタインウェイ）	1台	8,800	-	-	-
	ピアノ（ヤマハⅠ）	1台	6,600	6,600	6,600	-

備考 この使用料は、消費税等を含む。

その他の施設使用料

（単位 円）

施 設 \ 時 間	9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 17 時	13 時～ 22 時	9 時～ 22 時
練習スタジオ	2,000	3,200	4,000	5,200	7,200	8,700
大楽屋	1,500	2,400	3,000	3,900	5,400	6,500
中楽屋（1 部屋につき）	600	900	1,200	1,500	2,100	2,500
小楽屋（1 部屋につき）	500	800	1,000	1,300	1,800	2,100
第 1 会議室	2,000	2,700	3,500	4,700	6,200	6,900
第 2 会議室	1,500	2,000	2,600	3,500	4,600	5,100
第 3 会議室	1,200	1,700	2,200	2,900	3,900	4,400
第 4 会議室	1,000	1,300	1,700	2,300	3,000	3,500
第 5 会議室	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,100
和室	500	700	1,000	1,200	1,700	2,000

備考

- 1 大楽屋、中楽屋及び小楽屋のみの使用は、認めない。
- 2 第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室及び和室でも、会費、会場整理費その他入場料金に相当する金銭を収受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみなされる目的で使用するときは、上記使用料の10割を加算する。
- 3 飲酒を伴うときは、上記使用料の10割を加算する。
- 4 この使用料は、消費税等を含む。

冷暖房の使用料

(単位 円)

	時 間	冷暖房
大ホール	1時間につき	7,000
マルチホール	1時間につき	4,000
その他の施設		使用料の5割増し

備考 この使用料は、消費税等を含む。

2 玉名市弓道場

- ① 建 築 構 造 鉄骨・木造平屋建
- ② 建築床面積 241.88平方メートル
- ③ 開 館 時 間 午前9時から午後10時まで
- ④ 休 館 日 月曜日(祝日の場合は、最も早い平日に振替)及び12月28日から翌年の1月4日まで
- ⑤ 使 用 料

玉名市弓道場使用料

区 分		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
団 体		1,030円	1,550円	2,060円
個 人	一 般	1回につき 100円		
	高 校 生	1回につき 70円		
	中学生以下	1回につき 50円		

備考

- 1 団体とは、10人以上をいう。
- 2 この使用料は、消費税等を含む。

3 玉名市勤労者体育センター

- ① 建 築 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ② 建築床面積 1270.00平方メートル
- ③ 開 館 時 間 午前9時から午後10時まで
- ④ 休 館 日 月曜日(祝日の場合は、最も早い平日に振替)及び12月28日から翌年の1月4日まで

		⑤ 使 用 料 玉名勤労者体育センター使用料 (1) 専用使用 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="5">入場料金を徴収しない場合</th><th rowspan="2">入 場 料 金 を 徴収する場合</th></tr><tr><th>午前9時から 午後1時まで</th><th>午後1時から 午後5時まで</th><th>午後5時から 午後10時まで</th><th>午前9時から 午後10時まで (1時間につき)</th><th>加 算 額</th></tr><tr><td rowspan="2">アマチュア スポーツと して利用す る場合</td><td>一 般</td><td>2,900円</td><td>2,900円</td><td>3,500円</td><td>9,000円</td><td>725円</td><td>左記の料金の 2倍の額</td></tr><tr><td>高校生 以 下</td><td>2,320円</td><td>2,320円</td><td>2,800円</td><td>7,200円</td><td>580円</td><td>左記の料金の 2倍の額</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の場合</td><td>11,600円</td><td>11,600円</td><td>14,000円</td><td>36,000円</td><td>2,900円</td><td>左記の料金の 3倍の額</td></tr></table> (2) 一部使用 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">使用時間</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>一 般</th><th>高校生以下</th></tr><tr><td>バスケットボールコート</td><td>1面1時間につき</td><td>400円</td><td>320円</td></tr><tr><td>バレーボールコート</td><td>1面1時間につき</td><td>400円</td><td>320円</td></tr><tr><td>バドミントンコート</td><td>1面1時間につき</td><td>200円</td><td>160円</td></tr><tr><td>卓球台</td><td>1台1時間につき</td><td>100円</td><td>80円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1面1時間につき</td><td colspan="2">各コートに準ずる。</td></tr></table> 備考 1 卓球台については、バドミントンコート1面につき3台を上限とする。 2 この使用料は、消費税等を含む。 3 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。	区 分		入場料金を徴収しない場合					入 場 料 金 を 徴収する場合	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで (1時間につき)	加 算 額	アマチュア スポーツと して利用す る場合	一 般	2,900円	2,900円	3,500円	9,000円	725円	左記の料金の 2倍の額	高校生 以 下	2,320円	2,320円	2,800円	7,200円	580円	左記の料金の 2倍の額	上記以外の場合		11,600円	11,600円	14,000円	36,000円	2,900円	左記の料金の 3倍の額	区 分	使用時間	使用料		一 般	高校生以下	バスケットボールコート	1面1時間につき	400円	320円	バレーボールコート	1面1時間につき	400円	320円	バドミントンコート	1面1時間につき	200円	160円	卓球台	1台1時間につき	100円	80円	その他	1面1時間につき	各コートに準ずる。	
区 分		入場料金を徴収しない場合					入 場 料 金 を 徴収する場合																																																									
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで (1時間につき)	加 算 額																																																										
アマチュア スポーツと して利用す る場合	一 般	2,900円	2,900円	3,500円	9,000円	725円	左記の料金の 2倍の額																																																									
	高校生 以 下	2,320円	2,320円	2,800円	7,200円	580円	左記の料金の 2倍の額																																																									
上記以外の場合		11,600円	11,600円	14,000円	36,000円	2,900円	左記の料金の 3倍の額																																																									
区 分	使用時間	使用料																																																														
		一 般	高校生以下																																																													
バスケットボールコート	1面1時間につき	400円	320円																																																													
バレーボールコート	1面1時間につき	400円	320円																																																													
バドミントンコート	1面1時間につき	200円	160円																																																													
卓球台	1台1時間につき	100円	80円																																																													
その他	1面1時間につき	各コートに準ずる。																																																														
3 募集概要	募集方法	非公募 (理 由) 市民会館、弓道場及び体育センター（以下「指定管理施設」という。）は、隣接する施設であるため、駐車場を共用して使用しており、指定管理者が指定管理施設と駐車場とを効率的に管理・運用する必要がある。さらには、指定管理施設に隣接する市役所、福祉センター、保健センター、博物館等の各施設（以下「周辺施設」という。）にある駐車場も各々の周辺施設の専用駐車場として使用しつつ、必要に応じて、周辺施設及び指定管理施設の駐車場を有効かつ効率的に共用して使用している。特に平日の昼間においては、指定管理施設も、周辺公共施設の行事、会議等の開催状況によっては、指定管理施設の貸館を制限するなどの調整を図る必要があり、これまでも指定管理施設の収益性に多少なり影響してきた。現指定管理者である玉名市自治振興公社は、市民会館、青少年ホーム、弓道場及び体育センターを一体的かつ専門的に運営するために、昭和62年に本市が100パーセント出資して設立した財団法人で、平成20年12月から始まった新公益法人制度により一般財団法人に移行したものの、現在も公益性を重視して本市と密接な関係性の中で指定管理施設を円滑に																																																														

			運営している法人である。 また、令和2年3月末に竣工予定の新市民会館ホール（以下「新ホール」という。）は同年6月から一般供用開始予定であるが、現市民会館ホールと違い、新ホールは大ホールとマルチホールの2施設を持ち合わせた新施設となる。 今回の指定管理施設の中で、新ホールは、運営実績がなく、運営・維持管理費の見込みを立てにくいところがあるが、本市が出資し、密接な関係にある同公社が運営することで、新施設の運営リスクはより小さくなる。そして、これまで同公社が長年築いてきた運営・管理の経験及び利用者との信頼関係により、新ホールの安定的な運営が期待できる。 よって、玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第195号。以下「手続条例」という。）第6条第1項の規定により非公募とする。
	募集内容	指定の期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
		管理業務内容	① 施設管理に関する業務 ア 施設の点検 イ 電気料、水道料等の光熱水費の支払 ウ 修繕工事（協定書に定める軽微なものに限る。） エ 法定点検（消防設備）等 オ 植栽管理 ② 清掃に関する業務 ③ 利用管理に関する業務 ア 利用案内、利用指導、利用促進、広聴広報等 イ 駐車場の案内、整理等 ウ 事故、災害等緊急時の対応 エ 関係機関との連絡調整等 オ 利用状況等の調査、報告 ④ 市民会館条例第6条から第8条までの規定及び第21条、弓道場条例第6条から第9条（第9条第1項第3号に係る部分を除く。）までの規定及び体育センター条例第6条及び第8条から第10条（第10条第1項第3号に係る部分を除く。）までの規定に基づく各施設の利用許可、不許可、許可取消等に関する業務 ⑤ その他市民会館等の管理に関する事務のうち、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）、不服申立てに対する決定（同法第244条の4）など法令等により市長のみの権限に属することを定められている事務を除く業務
		指定管理料の基準額（3年分）	134,396千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 審査の概要及び結果	審査方法	4つの審査基準ごとに審査項目、審査内容を定め、審査内容ごとに3～5点を配点(ただし、審査基準「利用者の平等な利用の確保」に関する審査内容については、点数とせず「適・否」で判断。 選定委員会の委員に対してプレゼンテーションを実施。 事業計画、収支計画の内容やプレゼンテーションの内容について、審査基準に基づき採点し、指定管理候補者としての適否について、委員会の選定意見をまとめた。
	選定委員会の委員	玉名市教育長、玉名市教育部長、玉名市健康福祉部長、有識者(玉名市区長会協議会長、玉名市文化協会長、玉名市体育協会長) 計 6人
	審査基準	別紙のとおり
	審査経過	玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターに関する玉名市指定管理候補者選定委員会 (開催日) 令和元年10月16日(水) 午前1時30分 (開催場所) 玉名市役所3階 3-1会議室 (内容) 導入方針、事業計画及び収支計画、その他提出資料の説明、プレゼンテーション及び質疑、審査のうえ指定管理候補者を選定
	審査結果	
	指定管理候補者	一般財団法人玉名市自治振興公社
	評価結果及び選定理由	1 評価結果 別添「玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターの指定管理候補者選定委員会集計表」のとおり 2 選定理由 一般財団法人玉名市自治振興公社が提出した申請書、事業計画書、収支計画書などにより、審査基準に基づき、総合的に評価した結果、長年の管理経験から積み上げてきたノウハウや創意工夫を含め安定的な運営管理が少数の人員によって効率的に適切な管理及びサービスの提供ができると認められることから、指定管理候補者として適当であると判断した。 なお、指定管理候補者が提示した指定管理料申請価格は、114,258,181円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)です。

審査基準表(玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センター)

審査基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	施設の設置目的を理解しているか。	適・否
		市が示した管理の基準と申請者が提案した運営方針が合致するか。	
		申請者の経営モラルは適切か。	
	施設利用者の平等な利用の確保	利用申込等が公平な利用を確保するものとなっているか。	
		生活弱者等へ配慮されているか。	
事業等の内容に偏りがいないか。			
※ 選定委員会で否と判定された場合は失格とします。			
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の設備及び機能を十分に活用した提案となっているか。	42 点
		年間の広報計画の内容は適切か。	
		地域、関係機関等との連携が図られているか。	
		その他利用者増を高める内容は適切か。	
	サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か。	
		利用料金の設定は適切か。	
		自主事業の提案は実現可能か。	
		自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。	
		全体的に利用しやすい施設の設備及び機能の活用が考慮されているか。	
		利用者ニーズの把握やその対応策が適切か。	
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている実施水準が事業計画書で提案されているか。	
		施設管理及び安全管理は適切か。	
		維持管理は効率的に行われるか。	
		環境に配慮した管理運営となっているか。	
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	必要な経費を見積もっているか。	20 点
		管理運営費の縮減に取り組む内容になっているか。	
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。	
		収支計画の実現の可能性はあるか。	
3 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	申請者の経営状態(財務状況)は健全かつ安定したものであるか。	30 点
		金融機関等の支援体制は十分か。	
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成、職員数は十分か。	
		職員の指導育成、研修体制は十分か。	
		職員採用及び確保の方策は適切か。	
	類似施設の運営実績	実績からして、当該施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	
4 その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	15 点
	公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか。	
	情報公開	玉名市情報公開条例(平成17年条例第12号)の規定について、理解があるか。	
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	
	苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか。	
合 計			107 点

**玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターの
指定管理者選定委員会集計表**

審 査 基 準	審 査 項 目	配 点	評 価 点 数
事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	適・否	適
	施設利用者の平等な利用の確保		
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	252点 (42点×6人)	205点
	サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	120点 (20点×6人)	94点
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
3 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	180点 (30点×6人)	143点
	安定的な運営が可能となる人的能力		
	類似施設の運営実績		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	情報の管理	90点 (15点×6人)	77点
	公益性の理解		
	情報公開		
	危機管理体制		
	苦情解決の方法		
合 計 点		642点 (107点×6人)	519点